

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：13201
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2010 ～ 2012
 課題番号：22530102
 研究課題名（和文） イタリアの医師職業倫理規程の研究

研究課題名（英文） The Study of the Medical deontological code of Italy

研究代表者
 秋葉悦子（ETSUKO AKIBA）
 富山大学・経済学部・教授
 研究者番号：20262488

研究成果の概要（和文）：イタリアの医師職業倫理規程は、ヒポクラテスの医の倫理に根差した伝統的な人格主義生命倫理学の適用例として、尊厳死や生殖補助医療技術の法規制に重要な役割を果たしてきた。本研究は、これまでわが国では紹介されてこなかったイタリアの医師職業倫理規程の調査・検討を通して、わが国の議論と医療実務の参考に供することを目的とする。

研究成果の概要（英文）：As the application of the personalistic bioethics rooted in the Hippocratic medical ethics, the medical deontological code of Italy has made a great contribution to the legislations in Italy and the other EU countries relating to the medical treatment for the terminal patients, the medical assisted procreation, and so on. This study makes an investigation into the medical deontological code of Italy for purposes of suggestion to legal and medical discussions in Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2011 年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
2012 年度	600, 000	180, 000	780, 000
年度			
年度			
総 計	2, 700, 000	810, 000	3, 510, 000

研究分野：社会科学
 科研費の分科・細目：法学・新領域法学
 キーワード：医事法、生命倫理

1. 研究開始当初の背景

(1) 重度の昏睡状態の患者から気道確保のための気管内挿管チューブを抜管した医師の刑事責任が問われた川崎協同病院事件について、2007 年 2 月、東京高等裁判所は、治療中止の合法化根拠としては「患者の自己決定権」と「医師の治療義務の限界」の二つが挙げられるが、いずれのアプローチにも解釈上の限界があり、そもそもこの問題は司法が抜本的な解決を図るべきものではないと

して、治療中止（尊厳死）を適法とする具体的な要件を定立しなかった（東京高判平 19.2.28 判タ 1185・114）。これは、自己決定権を根拠として、医師による治療中止の適法化要件を示した東海大学病院安楽死事件判決（横浜地判平 7.3.25 判時 1530・28）の立場を明確に否定したものである。また、従来の判例主導の立場が放棄されたことによって、現在、治療中止の要件をめぐる議論は白紙に戻された状態にあると言える（後掲 5

〔雑誌論文〕⑥、⑦、〔図書〕③)。

(2) 東京高裁が提示した二つのアプローチは、西洋の生命倫理の二大潮流、すなわち、英米法諸国で優勢な個人主義生命倫理学と、大陸法諸国で優勢な人格主義生命倫理学とに対応する。個人主義生命倫理学は 1960 年代に米国で始まり、その後急速に普及した生命倫理の新思潮であり、日本にもかなり早い時期から積極的に紹介された。今日、日本では「西洋の生命倫理学」と一括りにされ、一般には、すべて個人主義生命倫理学を指すと理解されていると言っても過言ではない。

他方、人格主義生命倫理学は、ヒポクラテスの医の倫理に根差した伝統的な医学倫理を現代化する立場であり、世俗的、自然哲学的な性質を持つ。東洋の徳の思想とも類似し、日本人のメンタリティにも医療従事者の職業意識にも合致するように思われる。しかし人格主義生命倫理学は、最近 500 年間、主にカトリック倫理神学の内部で学問的、体系的に発展させられてきたため、カトリック倫理学の文献の解説が必要であり、わが国への適用には一定の工夫も要する。

(3) 応募者はこれまで、日本でほとんど紹介されてこなかった人格主義生命倫理学の最新の議論を紹介するとともに、それを日本の法律学の議論に各論レベルで反映させる取り組みを続けてきたが(ホセ・ヨンパルト＝秋葉悦子『人間の尊厳と生命倫理・生命法』成文堂、2006；拙訳著『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理』、知泉書館、2005 等)、研究の過程で、わが国の医療従事者によって、人格主義生命倫理学が臨床現場で実践されている多くの事例に出会った。米国の生命倫理学者の中にも、人格主義生命倫理学の展開が最も有望なのは、医療従事者の職業倫理の領域であると指摘する者がある。そこで、応募者は、人格主義生命倫理学に立脚した医療従事者の職業倫理の現代化と法制化が進展しているイタリアの例を調査・検討し、わが国の議論の参考に供したいと考えるに至った。

2. 研究の目的

(1) イタリアの医師の職業倫理規程の初版は 1912 年であり、現在、第 7 版(2006)が通用している。応募者は先般、第 7 版の全訳を試み(「イタリア医師会・医師職業倫理規程」、生命倫理研究資料集Ⅲ・I、2009、18-41)、1995 年の全面改正時にも議論を追ったことがある(「自己決定権の限界-東海大学病院安楽死事件判決への疑問と新たな視点」『法の理論 17』、成文堂、1997、79-152〔139-145〕)が、それ以前の歴史は把握しておらず、わが国には他に先行研究も存在しない。したがっ

て、まずは出来る限りその全体像の把握を試み、その検討・考察を通して、可能な限りわが国への示唆を探る。医師の職業倫理は他の医療従事者の職業倫理とも密接な関係を持つ。イタリアでは最近、看護師の職業倫理規程も改訂された。合わせて検討したいと考えている。

(2) 人格主義生命倫理学は、バイオテクノロジーの国際的規制や生命倫理条約の策定、また各国の国内法制にも重大な影響力を及ぼしているにも拘らず、わが国においてはその体系的、包括的な研究はほとんど行われていない。また、医療に関する法律の議論を、医師の職業倫理やその根底にある倫理思想のレベルに遡って考察するものもあまり見られない。

本研究は、現在、日本で懸案事項となっている、治療中止の要件をめぐる議論に直接貢献しうる。イタリアの医師職業倫理規程は、医師・患者関係、脳死からの臓器移植、あるいは着床前診断や生殖補助医療技術についても詳細に規定しており、2004 年のイタリアの生殖補助医療法の成立などにも多大な影響を及ぼした。この点も、尊厳死法や生殖補助医療法の立法の動きが滞っているわが国の参考になると思われる。

また、日本では体系的な学門分野として確立していない医療従事者の倫理を具体的に提示することによって、医療従事者のモチベーションの向上と、現在危機に瀕していると言われる医療の改善の政策提言にもつながることができると思われる。日本医師会の「医の倫理綱領」(1990)や「医師の職業倫理指針」(改訂版、2008)の問題点の指摘と、改訂案の提言も行う。

さらに、人格主義生命倫理学のわが国における受容可能性を探ることで、生命倫理学全般の議論に貢献することができ、今日有力な生命倫理学者らによって模索されている「日本型生命倫理学」の構築に対しても、一定の示唆を与えることができるのではないかと思われる。

3. 研究の方法

研究目的に記した目的のために単独での研究を進める。具体的には、イタリアの医師および看護師の職業倫理規程の歴史的変遷、意義、特徴、適用状況、問題点の把握を、①図書、雑誌論文、インターネットなどのメディアによる情報収集および関係研究機関の研究者からの直接の聴き取りによって行い、②わが国で見られる諸外国の医師職業倫理の先行研究等をも参照しつつ、得られた情報を分析・検討し、③日本への示唆を探る。

4. 研究成果

(1) イタリアの医療従事者の職業倫理は、ヒポクラテスの医の倫理以来の「科学と良心」への忠誠を旨とする。医師職業倫理規程に続いて 2007 年に改訂された看護師の職業倫理規程で特に強調されているのは、医学の倫理的次元、すなわち科学的真理をふまえた専門職の良心に基づいた医学的援助行為の実現である。

科学と良心に基づいた医学的援助行為を実現するための具体的方策として特に注目されるのは、専門職の良心の葛藤を解消する手段としての専門的助言制度（生命倫理委員会等）の機能の充実、および各人が良心の葛藤を覚える医療措置から撤退する権利を保障するための「良心条項」の導入である。また、「緩和ケアと苦痛セラピーに関する法律」（2010）のような法律も制定されている。

臨床の現場でも、イタリアの一部地域では、看護師不足に対応するために、最弱者を優先する看護職の良心から生まれた、「専門科別の入院病棟ではなく重症度別の入院病棟」という新たな発想の実践が試みられ、成功しているという。専門職の良心の保護を、よりよい医療の実践につなげる建設的な営みの一例と言える。

欧州レベルでは、イタリア医師会の主導で、共通の医師職業倫理規程の策定作業が進められており（欧州医師団評議会「医の倫理欧州憲章」、2011）、フランスでは医師職業倫理規程の法制化が実現している。これらも医・看護専門職の良心に根差した職業倫理の法的保護に向けた、欧州大陸諸国に共通して見られる近年の動向として捉えることができる。

日本では現在、終末期医療のガイドラインを策定する様々な試みが見られるが、多くは厚労省の「プロセス・ガイドライン」（2007 年）にならって、患者の意思の尊重と手続の適正を担保しようとするものである。それらは、患者の人権保護と医療の公平な分配に寄与するが、それだけでは質の高い医療の実現は期待できない。専門職の良心の養成と法的保護を図るための取り組みは、日本でも急務であると思われる。治療中止の基準として伝統的に用いられてきた「無用性」の基準を改定して、有効性、善益、負担の三つの次元を基準に判断すべきとする具体的提言については、後掲 5〔図書〕③で紹介した。

(2) イタリアと同じ伝統的な医の倫理は、少なくとも 16 世紀には日本の臨床医の間にも伝えられ、以後、実践を通して継承されてきた史実が指摘されている。日本の臨床医の良心をも育んできた伝統的な医の倫理を学問体系化した人格主義生命倫理学を、医療従事者の養成と卒後教育の中に取り入れることは、極めて有益であるように思われる。報

告者はこれまで、所属大学および長崎大学の医学部、日本救急医学会、富山県医師会、日本看護師協会等で、医学生や医療従事者に、上述のような職業倫理やイタリア医師会等の取り組みについて話す機会を得たが、この問題に対する臨床現場の医療従事者の関心の高さに驚くとともに、いっそうの情報伝達の必要を痛感した。先頃創設された日本臨床倫理学会のように、臨床現場の医療従事者自身で医の倫理の構築を目指す動きもある。これはイタリアの取り組みと同一方向を目指すものである。参考に供するため、現在、イタリアの基本文献の邦語訳と、本研究成果を概略した著書の出版準備中である（後掲 5〔図書〕①、②）。

(3) 米国と異なり、医療が明確に公共財として捉えられているイタリアや他の欧州大陸諸国では、その公正な配分に視座を置いた「組織倫理学」の構築も試みられている（後掲 5〔図書〕③）。これは、「医療従事者－患者」の枠組みだけでは捉えることができない問題領域を扱うものである。日本医師会の「医の倫理綱領」（1990）や、戦後、国家主導で制定された医師法は、最初から国家に対する医師の義務、公共財としての医師の公的責任に軸足を置いているものと思われる。他方、同じ日本医師会の「医の倫理」（1951）は、目の前の患者を救済する義務を説く伝統的な医の倫理に立脚している。専門職における、目の前の患者に対する義務と、国家に対する義務との関係について、日本ではこれまでほとんど論じられていない。イタリア国立高等保健研究所は、そのような領域について先進的な研究が行われている。今後の研究課題としたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 7 件）

- ① 秋葉悦子（訳）、ヌンツィアータ・コモレット＝アントニオ・G・スパニョーロ、新看護師職業倫理規程：倫理的・職業倫理的解釈、富大経済論集、58-1、2012、99-132
- ② 秋葉悦子（訳）、メアリー・アン・グレンドン、尊厳の耐えられる軽さ、生命倫理資料集、6、2012、78-84
- ③ 秋葉悦子（訳）、エドモンド・ペレグリーノ、世俗的生命倫理時代のカトリック医師、生命倫理研究資料集、6、2012、85-102
- ④ 秋葉悦子、病院で働く医療者にとっての職業倫理―「医は仁術」の再生に向けて、病院、70-11、2011、87
- ⑤ 秋葉悦子、わが国固有の倫理観と脳死下

臓器移植、日本臨床 68-12、2010、2234-2238

- ⑥ 秋葉悦子、終末期医療をめぐる倫理と法—医師の職業倫理に立脚した法形成のために、医報とやま別冊、2010、1-28
- ⑦ 秋葉悦子、延命治療の中止をめぐる倫理と法—科学と良心に基づいた医療の促進と自然道徳法の回復に向けて—、カトリック社会福祉研究、10、2010、51-81

〔学会発表〕（計 3 件）

- ① 秋葉悦子、一般演題「生命倫理と宗教・文化」（座長）、日本生命倫理学会、2011 年 10 月 16 日、早稲田大学
- ② Etsuko Akiba, A Current Argument for Life-Prolonging Treatment in Japan: The Restoration of the Hippocratic Ethic, XVII Assembla Generale dei Pontificia Academia pro Vita, 24th February, 2011, La Aula vecchia del Sinodo in Vaticano
- ③ 秋葉悦子、救急医療における終末期、第 38 回日本救急医学会、2010 年 10 月 9 日、東京ビッグサイト会議棟

〔図書〕（計 4 件）

- ① 秋葉悦子、人格主義生命倫理学、創文社、2014（刊行決定）
- ② 秋葉悦子（訳）、知泉書館、エリオ・スグレッチャ、人格主義生命倫理学（第 1 巻）、2014（刊行決定）
- ③ 秋葉悦子、人工延命処置の差控え・中止（尊厳死）論議の意義と限界、甲斐克則（編）、信山社、医事法講座 4 巻・終末期医療と医事法、2013、105-122
- ④ 秋葉悦子、「人」の始まりをめぐる真理の考察、毎日アースデイ、2010、157

〔産業財産権〕

○出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計◇件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

秋葉 悦子 (AKIBA ETSUKO)
富山大学・経済学部・教授
研究者番号：20262488

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：